

# 令和5年度における国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

## 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が34.0%、金額が約476億円になるよう努めるものとする。

### 2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として引き続き3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を3%以上とすることを目標として、前年度までの実績を上回るよう、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

## 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

### 1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう

努めるものとし、公告の予告をホームページに掲載することに努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

## 2 官公需に関する相談体制の整備

調達部推進課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

## 3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

## 4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、発注見通しの公表や早期の発注等の取組により、政府が進める「働き方改革」関連の取組に配慮した発注・契約に努める。

## 5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

## 6 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

## 7 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各事業所において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、当該事業所が所在する地域の中 小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

## 8 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中 小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

その際、災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料 調達ができると認められ、当該石油組合との契約が燃料供給拠点の維持に必要な 場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意する。

## 9 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担 分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した 額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価 格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品 等については、特に、最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮す るよう努めるものとする。

また、ダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合に は、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の 聽取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

契約後についても、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い 業務に関し、年度途中に最低賃金額の大幅な改定があった場合は、相手方の要請 に応じて適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるもの とする。

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢 価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状 況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物 品及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギー

コスト等の実勢価格に著しい変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことをのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適當ではないことに留意する。

#### 10 消費税率引き上げによる適正な転嫁

契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、令和2年10月1日に税率が10%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を確保するとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。

#### 11 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

#### 12 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、官公需相談窓口における相談対応、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更等、適切な配慮に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

なお、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとし、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

### 第3 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

#### 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

##### （1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績が少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

##### （2）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

##### （3）新規中小企業者からの相談体制

調達部推進課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

## 第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

### 1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用する。

### 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための推進には、別紙のとおり調達部がその任にあたる。

第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各契約担当課等に対し改善策を指示する。

## 附則

### ○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長        : 調達部長  
本部員        : 調達部推進課長  
                : 調達部調査課長  
                : 調達部プロジェクト調達室長  
                : 調達部研究・事業調達室長  
                : 調達部第二プロジェクト調達課長

(事務局 調達部推進課)